

旧

第4章 目標達成に向けた取組

3 事務事業編

(3) 対策

③公共施設での再生可能エネルギー導入と地域内での普及促進の実施

国は、2040年までに公共施設並びに公有地の100%に再エネを設置することを目標として掲げています。(ただし、設置可能な施設や場所のみ)そこで、逗子市においては、2030年までに公共施設等の50%に太陽光発電を設置することを目指します。そのために、各公共施設の調査を行い、屋根等に設置できない場合は、ソーラーカーポートの導入検討も行っていきます。

その他にも、地域の再エネ導入を促進するために、調査では明らかにならなかった小水力発電や木質バイオマス等の再エネ導入の可能性を引き続き検討し、少しでも脱炭素化に向けて貢献できる技術と手法を探求していくこととします。

新

第4章 目標達成に向けた取組

3 事務事業編

(3) 対策

③公共施設での再生可能エネルギー導入と地域内での普及促進の実施

国は、2040年までに公共施設並びに公有地の100%に再エネを設置することを目標として掲げています。(ただし、設置可能な施設や場所のみ)そこで、逗子市においては、2030年までに公共施設等の50%に太陽光発電を設置することを目指し、**2023年度に実施した「逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査」**の結果を踏まえ、優先順位の高い施設から環境負荷の少ない太陽光エネルギーの導入を進めます。屋根等に設置できない場合は、ソーラーカーポートの導入検討も行っていきます。なお、導入にあたっては、財政負担を軽減するため、国や県の補助金や民間活力(PPA事業者等)の活用も含めて検討します。

その他にも、地域の再エネ導入を促進するために、調査では明らかにならなかった小水力発電や木質バイオマス等の再エネ導入の可能性を引き続き検討し、少しでも脱炭素化に向けて貢献できる技術と手法を探求していくこととします。

（参考）逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査

当調査では、耐震・浸水ハザードレベル、設置スペース、日照、構造躯体等の条件を基に、太陽光発電設備の設置(既に設置されている施設においては更新)可否判定を実施し、設置(更新)可否判定結果より、設置(更新)可判定となった施設の中から、CO₂削減効果、事業採算性、導入費用の観点から優先される施設の順位付けを行いました。

実行計画改定（案）新旧対照

実行計画改定（案）新旧対照

新

優先順位	施設名 〔太陽光発電設備のシステム 検討を行った 15 施設〕	(1)	(2)	(3)
		CO ₂ 排出削減量順位	投資回収年数順位	導入費用順位
①	逗子小学校	3	1	1
②	環境クリーンセンター	6	2	8
③	浄水管理センター	1	3	15
④	久木中学校	2	4	14
④	教育研究相談センター	9	5	6
⑥	久木小学校	5	6	12
⑦	沼間小学校	4	7	13
⑧	小坪小学校区コミュニティセンター	13	8	4
⑨	沼間中学校	11	12	3
⑩	逗子中学校	7	9	11
⑪	福祉会館	14	11	5
⑫	小坪小学校	8	13	9
⑬	池子小学校	10	14	7
⑭	高齢者センター	15	15	2
⑮	保健センター	12	10	10

実行計画改定（案）新旧対照



実行計画改定（案）新旧対照



実行計画改定（案）新旧対照

実行計画改定（案）新旧対照

旧

(2) 事務事業編の推進体制

逗子市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱に基づき、次の体制で実施します。

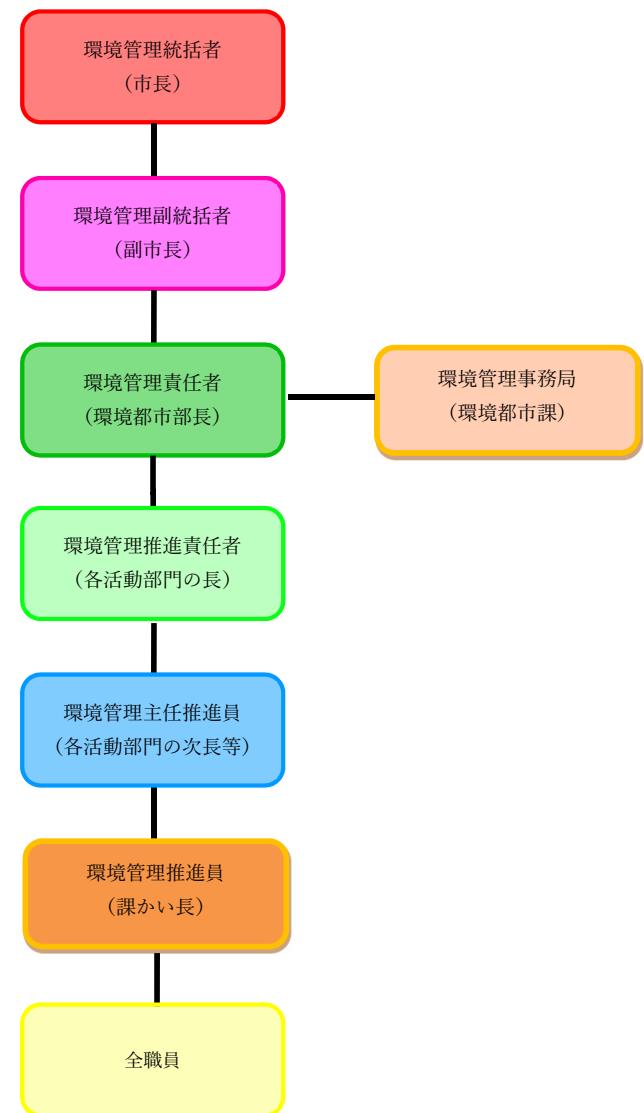
(<>は環境マネジメントシステム上の対応)



新

(2) 事務事業編の推進体制

逗子市環境マネジメントシステムの推進に関する要綱に基づき、次の体制で実施します。



実行計画改定（案）新旧対照

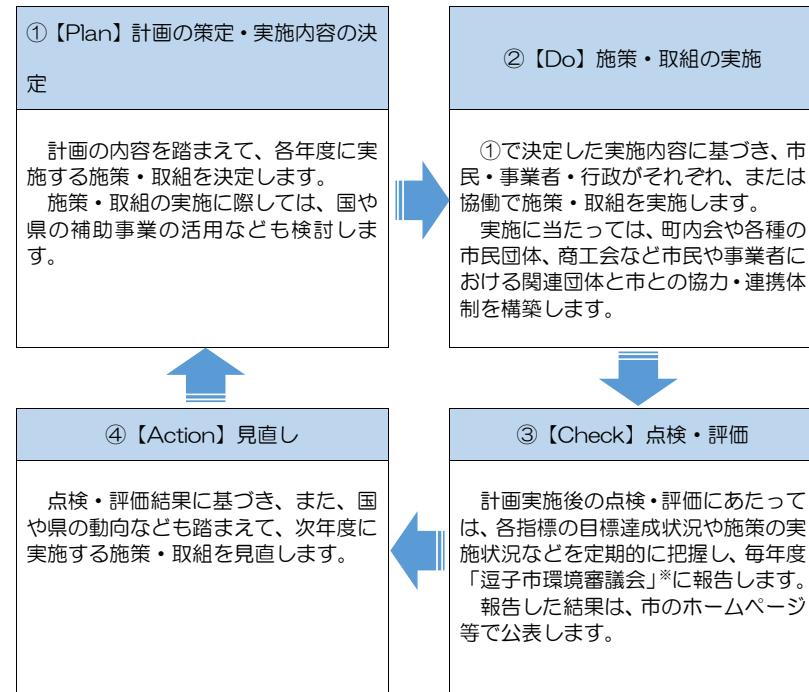
旧

2 進行管理

地球温暖化対策を推進するためには、様々な分野における環境施策を総合的に実践・展開していく必要があるため、庁内において各部署相互の緊密な連絡・協力体制を構築し、計画の推進を図ります。

本計画は、逗子市環境マネジメントシステムに基づく「PDCAサイクル」に沿って進行を管理します。

図表 5-2-1 計画の進行管理（PDCAサイクル）



※逗子市環境審議会

逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関のことです。市民、学識経験者、事業者等から構成され、環境基本計画などの策定や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

実行計画改定（案）新旧対照

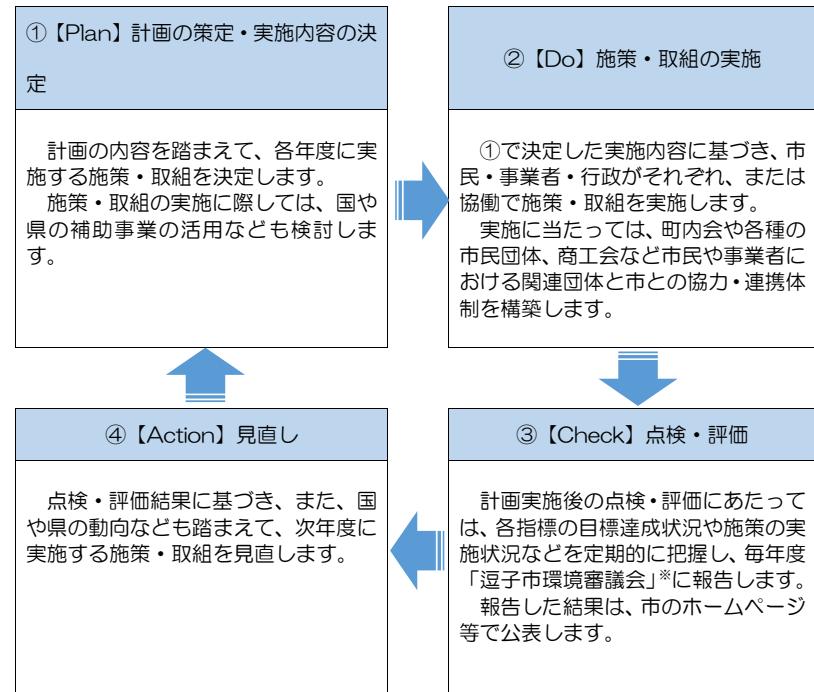
新

2 進行管理

地球温暖化対策を推進するためには、様々な分野における環境施策を総合的に実践・展開していく必要があるため、庁内において各部署相互の緊密な連絡・協力体制を構築し、計画の推進を図ります。

本計画は、逗子市環境マネジメントシステムに基づく「PDCAサイクル」に沿って進行を管理します。

図表 5-2-1 計画の進行管理（PDCAサイクル）



※逗子市環境審議会

逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関のことです。市民、学識経験者、事業者等から構成され、環境基本計画などの策定や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

実行計画改定（案）新旧対照

旧

逗子市環境マネジメントシステムの概要

環境マネジメントシステムは、環境負荷低減のために具体的に何をすべきか計画（Plan）し、それを実施（Do）し、点検（Check）し、方針や計画を見直す（Act）といった仕組みです。

本市では、2001（平成13）年2月に取得したISO14001の認証を2009（平成21）年2月に返上し、2009（平成21）年4月から市独自の「逗子市環境マネジメントシステム」を運用し、環境負荷の低減を図っています。

本システムでは、毎年、市全体の目標と各課における目標、取組内容を決め、業務に即した環境負荷の低減を図るシステムとなっています。

図表 5-2-2 適用範囲

項目	具体的な内容
対象施設等	・市のすべての公共施設、すべての事業
対象職員等	・市長、副市長及び教育長 ・逗子市職員給与条例第2条第1項に定める職員 ・非常勤事務嘱託員及び臨時職員 ・常駐する委託業者の従業員

図表 5-2-3 推進体制（役職と役割）

役 職	担 当	役 割
環境管理統括者	市長	・逗子市環境マネジメントシステムを総合的に推進し、中心的な役割を担います。
環境管理副統括者	副市長	・環境管理統括者をサポートします。
環境管理責任者	環境都市部長	・逗子市環境マネジメントシステムを運用していく上での責任者です。 ・逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。
環境管理推進責任者	各活動部門の長	・各活動部門（各部かい）における環境活動の責任者です。 ・活動部門における逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。

(表の続きは次ページへ)

実行計画改定（案）新旧対照

新

逗子市環境マネジメントシステムの概要

環境マネジメントシステムは、環境負荷低減のために具体的に何をすべきか計画（Plan）し、それを実施（Do）し、点検（Check）し、方針や計画を見直す（Act）といった仕組みです。

本市では、2001（平成13）年2月に取得したISO14001の認証を2009（平成21）年2月に返上し、2009（平成21）年4月から市独自の「逗子市環境マネジメントシステム」を運用し、環境負荷の低減を図っています。

本システムでは、毎年、市全体の目標と各課における目標、取組内容を決め、業務に即した環境負荷の低減を図るシステムとなっています。

図表 5-2-2 適用範囲

項目	具体的な内容
対象施設等	・市のすべての公共施設、すべての事業
対象職員等	・市長、副市長及び教育長 ・逗子市職員給与条例第2条第1項に定める職員 ・非常勤事務嘱託員及び臨時職員 ・常駐する委託業者の従業員

図表 5-2-3 推進体制（役職と役割）

役 職	担 当	役 割
環境管理統括者	市長	・逗子市環境マネジメントシステムを総合的に推進し、中心的な役割を担います。
環境管理副統括者	副市長	・環境管理統括者をサポートします。
環境管理責任者	環境都市部長	・逗子市環境マネジメントシステムを運用していく上での責任者です。 ・逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。
環境管理推進責任者	各活動部門の長	・各活動部門（各部かい）における環境活動の責任者です。 ・活動部門における逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。

(表の続きは次ページへ)

実行計画改定（案）新旧対照

旧		
環境管理主任 推進員	各活動部門 の次長等	<ul style="list-style-type: none">各活動単位（各課かい）における環境活動の推進管理の責任者です。各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムの実施、維持等が適正に推進されているかどうかを管理、監督をします。
環境管理推進 員	各課かい長	<ul style="list-style-type: none">各活動単位（各課かい）における環境活動の責任者です。各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムを実施、維持及び管理をします。
環境管理事務 局	環境管理課	<ul style="list-style-type: none">環境管理責任者の実務を担います。

実行計画改定（案）新旧対照

新		
環境管理主任 推進員	各活動部門 の次長等	<ul style="list-style-type: none">各活動単位（各課かい）における環境活動の推進管理の責任者です。各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムの実施、維持等が適正に推進されているかどうかを管理、監督をします。
環境管理推進 員	各課かい長	<ul style="list-style-type: none">各活動単位（各課かい）における環境活動の責任者です。各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムを実施、維持及び管理をします。
環境管理事務 局	環境都市課	<ul style="list-style-type: none">環境管理責任者の実務を担います。

実行計画改定（案）新旧対照

実行計画改定（案）新旧対照

現		
手順	実施者	具体的な内容
Plan	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業と環境との関わりを精査し、環境負荷低減のために少しでも環境に配慮した行動を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境配慮行動 ②温室効果ガス等の削減 ③グリーン購入 など
▼		
Do	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> 活動単位（各課かい）の対象職員等が環境マネジメントシステムの目的を共有し、環境に配慮した行動となるように推進します。 取組項目及び目標については、活動単位での自己管理とし、責任をもって推進します。
▼		
Check & Act	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> 活動単位の環境活動について毎月確認し、実施状況について自己点検し、3ヶ月ごとに実施状況を評価します。
	環境管理主任推進員 [各活動部門の次長等]	<ul style="list-style-type: none"> 活動単位の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価を行い、必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理推進責任者 [各活動部門の長]	<ul style="list-style-type: none"> 活動部門の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価の報告を受け、承認した場合は、環境管理責任者へ報告します。 必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理事務局 [環境管理課]	<ul style="list-style-type: none"> 各活動単位（各課かい）の取組項目及び目標について、上半期、下半期、年間の評価毎に、取組結果をホームページで公表します。

新		
手順	実施者	具体的な内容
		削除